

介高地 132 号
平成26年9月12日

様

桑名市保健福祉部理事（保健医療・介護連携総括担当）

地域包括支援センターの適正な事業運営の徹底について

日頃より、桑名市における介護保険の事業運営に格別の御尽力を賜っていることに対し、深く感謝を申し上げます。

さて、御承知のとおり、介護保険法（平成9年法律第123号）第115条の46第4項の規定及びそれに基づく介護保険法施行規則（平成11年3厚生省令第36号）第140条の66第4号の規定により、地域包括支援センターは、適切、公正かつ中立な事業運営を確保しなければならないものとされています。

加えて、厚生労働省老健局長通知「地域支援事業の実施について」（平成18年6月9日付け老発第0609001号）中、別記1の第2の1（1）イ（ウ）⑤（g）において、「市町村は、委託型の地域包括支援センターが、要支援者に係るケアマネジメント事業の一部を指定居宅介護支援事業者に委託する際には、正当な理由なく特定の指定居宅介護支援事業者に偏らないこと及び委託先の指定居宅介護支援事業所の業務に支障のない範囲で委託することについて、留意することとする。」とされています。

ところが、平成26年8月20日付けの中日新聞朝刊第3面において、「高齢者介護の公的な相談窓口として全国に設置されている『地域包括支援センター』で、自治体から運営を委託されている社会福祉法人などが利益獲得のため、自ら運営する介護保険サービスに利用者事実上、誘導して困り込むケースが各地で問題になっている。」等と報道されました。

たとえこのような実態が存在しなくても、もしそのような疑念を地域の関係

者に招くとすれば、地域包括支援センターの事業運営に対する地域の関係者の信頼を著しく失墜させ、ひいては、「地域包括ケアシステム」の構築に向けた地域包括支援センターと介護支援専門員、介護事業所等との協働の実現に重大な支障を生じかねません。

改めて申し上げるまでもなく、地域包括支援センターは、介護保険の保険者である市町村の委託を受けて包括的支援事業を実施する準公的機関です。

それを踏まえ、各地域包括支援センターにおかれては、地域の関係者が相互に連携して活動を展開するネットワークを構築する一環として、個々の介護支援専門員、介護事業所等の特性を把握した上で、個々の高齢者をそれぞれの状態像に応じて総合的に支援する役割を果たすに当たり、要支援・要介護認定に関するデータ、「桑名市日常生活圏域ニーズ調査『いきいき・くわな』」に基づくデータ等に基づき、個々の高齢者又はその家族による相談に応じるに際してそれぞれの状態像にふさわしい介護支援専門員、介護事業所等を複数紹介するなど、適切、公正かつ中立な事業運営を徹底するよう、お願い申し上げます。